

第26回長野県中山間地域農業直接支払事業検討委員会

日 時:平成 30 年3月9日(金)

午後 13 時 30 分～15 時 30 分

会 場:長野県長野合同庁舎南庁舎 901 号会議室

○出席委員

相澤(啓)委員、相澤(久)委員、平田委員、古澤委員、山本委員

○県出席者

小林農村振興課長、長崎企画幹、西山主事

1 開 会

○長崎企画幹

本日は、大変お忙しい中ご出席頂き、誠にありがとうございます。ただいまより、第 26 回長野県中山間地域農業直接支払事業検討委員会を開会させていただきます。

私は、本日、進行を勤めさせていただきます農村振興課の長崎でございます。どうぞよろしくお願いたします。

始めに、農村振興課長の小林よりご挨拶申し上げます。

2 あいさつ

○小林課長

農村振興課長の小林安男と申します。

本日は、年度末の大変お忙しい中、委員の皆様方には、検討会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から、長野県の農業・農村の振興に、それぞれのお立場でご尽力いただいておりますことにつきましても、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、中山間地域農業直接支払事業でございますけれども、この事業は、条件が不利な中山間地域における耕作放棄地の発生の防止ですとか、農業・農村の持つ多面的機能を維持していくことを目的としまして、平坦地との条件格差を補填することによって、大切な中山間地域を将来にわたって残していこうということで、創設されている事業でございます。平成 12 年度に創設されて、本年度で 18 年目を迎えております。

この事業自体は、後程、担当からご説明申し上げますが、本事業は5年を1サイクルとして事業が組まれておりまして、平成 27 年度から3年目の対策期間が始まったところで、ちょうど第4期の中間年を迎えました。中間年を迎えるにあたって、本日、皆様にお集まりいただきまして、平成 28 年度の取組状況の点検と、中間年の評価をご検討いただきますので、よろしくお願いたします。

本日の検討会の中で、委員の皆様が持ちます豊富な知識、また様々な経験等から、多面的・多角的にご指導をいただきたいと考えております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○長崎企画幹

それでは、本日の資料の確認と日程につきまして、ご説明させていただきます。まず、資料の確認をさせていただきます。

お手元に配布させていただいておりますのが、本日の次第、本委員会の設置要綱、委員各位の名簿、資料1パンフレット、資料2実行状況の点検、資料3中山間地域農業直接支払事業中間年評価書(案)、資料3-2評価書の資料編(案)でございます。

次に、本日の日程についてご説明させていただきます。検討委員会はおおむね2時間を予定させていただきます。終了は15時30分を目途にしております。また、本日の資料と皆さんのご発言をまとめた議事録につきましては、県のホームページで公開いたしますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

3 委員紹介

○長崎企画幹

議事の前に、委員改選後、初めての委員会になりますので、メンバーの方の自己紹介をお願いしたいと思います。申し訳ございませんが、相澤委員の方から簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

○相澤(啓)委員

相澤啓一と申しますが、よろしくお願いいたします。委員の名簿にもありますが、長野県農村文化協会事務局を担当しています。長野県の農業と食を何とか発展させていきたいなあということでお手伝いさせてもらっております。特に、やはり中山間地域は長野県に多いのですが、信州というと都会の皆さんも山の魅力だとか、自然の素晴らしさというものを大変感じていると思います。私のところでも、小谷村の榎池高原に、食農学習センターという100人位が泊まれる施設を運営しているのですが、都会から学生さんたちが自然体験の農業体験にたくさん来られます。ただ、食を伝えたり農を伝えたり、伝承する人がいなくなってきているので、農家を、隣家を守っていかなければいけないなと思っております。そういった意味でも、この委員会で色々と学び、意見交換をして、より良い信州にしていければと思っております。よろしくお願いいたします。

○山本委員

私、NPO 法人グリーンケア NAGANO の山本と申します。よろしくお願いいたします。私どもの NPO は、障がいをお持ちの方と農業を結びつける活動をさせていただいております。そういう関係から、この検討委員会にも参加させていただいております。中山間地域の農業という非常に高齢者の方たちが多くなっている中で、地域の中には、障がいをお持ちの方で農業に参画出来る方が大勢いらっしゃるのです。そういう結びつきが出来たらいいなと言う風に思いながら、活動させていただいております。色々と皆様方のご教授もいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○相澤(久)委員

相澤と申します。私、東京で公認会計士をしております、6年ほど前に長野に来ました。最後の職は、農林業信用基金の監事をさせていただいております。その関係で農業・林業・水産業に携わりたいなと思っていたのですが、これは結構長い事やらせていただいている、多分最後の期になるかと思うのですが、最近では農業といっても農業と林業が中山間地域は一緒になっているのではないかと思います。最近では、林業経営の森林組合さんのアドバイザーもやらせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○平田委員

日本政策金融公庫の長野支店の平田と申します。初めて参加をさせていただきます。よろしくお願いいたします。私どもの会社では、農業のいわゆる担い手といわれるような方々、認定農業者という制度がありますけれども、大規模な家族経営、或いは、農業法人といった方々に対する制度資金の融資、それから最近では、認定新規就農者、新しく農業を始める方ですね。そういった方々の向けの融資を専門的に担当させていただいております。昨年長野の方に赴任して参りまして、非常に中山間地を含めてですね、果樹ですとか野菜ですとか、ワインですとか多様な農業経営が行われているんだと、非常に大きなポテンシャルがある地域だなと認識しているところであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○古澤委員

木曾の上松町から来ました。御嶽海の出身地のとこでございます。本当に御嶽海のお蔭で色々と木曾上松も宣伝効果がでてきております。林業と営林署関係が縮小されて、人口的にも大いに減ってしまいました。昔は、木曾のお米は美味しくないと言われておりましたが、品質改良のおかげで、今は全国と同じぐらいの美味しいこしひかりが出来る様になっております。しかし、意外と果実関係は木曾はだめだなと感じます。林業等、私も詳しくは分かりませんが、消費者の立場としてお世話になります。よろしくお願いいたします。

○長崎企画幹

ありがとうございました。それでは、委員名簿をご覧いただきたいのですが、中澤委員は本日都合が悪いという事で、ご欠席されるという連絡をいただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、私ども事務局の自己紹介をさせていただきます。私は企画幹兼課長補佐兼中山間農村係長の長崎と申します。よろしくお願いたします。

○西山主事

私は、西山洋子と申します。今年度、中山間直接支払事業の担当をさせていただきます。よろしくお願いたします。

4 議 事

○長崎企画幹

それでは審議に移りたいと思いますが、その前に、まずお手元にお配りしております設置要綱をご覧いただきたいと思います。今回の審議事項でございますけれども、第2条でございます中山間地域農業直接支払事業に係る事項ということでございまして、ア、イ、ウとその他委員会の目的達成に必要な事項となっております。例年は、前年の事業についての評価だけを行うのですが、今年は5年間の事業期間の中間年にあたる年でございまして、次第の3にございまして中間年評価が加わっております。組織につきましては、委員10名以内で組織するというようになってございまして、委員については以下の者から知事が委嘱します。これから審議に移っていただく訳でございますけれども、設置要綱第4条の規定によりまして、会長につきましては、委員の中から互選で選出いただきます。何かご意見がございましたら、発言をお願いいたします。

○相澤(啓)委員

私、3年間委員をやらせていただいておりますが、前回も山本さんに会長をやっていたいただいて、とても適任だったと思いますので、引き続いて、ぜひ山本さんにやっていただければありがたいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○長崎企画幹

相澤委員より意見をいただきましたが、よろしいでしょうか。

それでは、山本委員の会長をご承諾いただくということで、拍手をいただければと思います。ありがとう

ございます。

それでは、山本委員、会長の席のへ行っていただけますか。

○山本会長

前回は会長をお引き受けしたのですけれども、大変不慣れなもので、皆様のご意見を十分にお出しただけなかったような経緯もあって、心苦しいですけれども、折角の機会でもございますので、務めさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。

(1) 中山間地域農業直接支払い事業について

○山本委員

それでは審議に入らせていただきます。お手元の議事の(1)番でございます。中山間地域農業直接支払事業について、事務局からお願いします。

○長崎企画幹

それでは、私の方から、資料1のパンフレットを使用いたしまして、説明させていただきたいと思えます。

パンフレットを1枚めくっていただきまして、「はじめに」のところをご覧ください。

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体により支援を行う制度として、平成12年度から実施されておまして、平成29年度で18年目となっております。平成27年度からは、法律に基づいた安定的な措置として実施されるようになりました。その法律の名前が「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」でございます。それまでは、法律の裏付けがなかったのですが、多面的直払・中山間直払・環境直払の3本がこの法律の下におかれ、法律に基づいた安定的な措置として実施されているところでございます。

次に、2ページ目をお開きください。1の、制度の対象となる地域及び農用地でございますが、地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地とされております。

対象エリアがまず定められておまして、(1)対象地域の、①と②、先程、地域振興立法とひとくくりで申し上げましたけれども、①に記載されております法律の総称でございます。例えば、沖縄ですとか、奄美群島を対象としている法律は、当然、長野県には該当いたしません。長野県の場合は、特定農山村法・山村振興法・過疎地域自立促進特別措置法の3つが該当しています。②に、都道府県知事が定める知事特認基準がございまして、①以外の地域を県で独自に定めることができます。

次に、(2)の対象農用地でございますが、(1)の対象地域の中で、さらに、対象となる農用地の要件がございまして。例えば①の、急傾斜でございますと、田ですと、1/20以上の傾斜、具体的には、10m行って

0.5m以上の高さがあるところで、畑ですと、15°以上と決められております。皆様もご存じのように、田は水を張るところで、段々に平らな区画になってございますが、畑は斜面にもありますので、角度によって決められております。田と畑を比較してみると、畑の方が傾斜基準が厳しく、単価も低くなっておりまして、長野県でも田に比べカバー率が大幅に低くなっています。

次に、2の対象者ですが、この事業は、農業者の話し合いにより、農地を5年間守り、農業生産活動等を5年間続けます、という協定を締結した集落に対し、交付金を交付するものです。農業生産活動とは、農用地の耕作または維持管理と水路・農道の維持管理を行うものとされております。第4期対策は、平成27年度から31年度となっておりますが、期の途中からの参加、例えば、本年度からの参加も可能です。

次に、3の交付単価ですが、表は協定農用地 10a 当たりの交付単価となっております。地目毎の傾斜に応じた交付単価となっております。取り組む活動内容によって、記載の単価の8割または満額の10割単価、いずれかに分かります。また、後に4ページでご説明いたしますが、ここに記載されております交付単価は10割単価で体制整備活動を実施した場合の単価となります。集落に払われる交付金額は、活動別の単価に協定農用地の面積を掛けて、集落ごとに算定しております。この交付単価につきましては、制度開始年度から変更されておられません。

次に、4の交付金の使途でございますが、基本的には集落に支払われた交付金の使途は集落の自由で、集落内の話し合いにより決定することができます。

次に、3ページ目をご覧ください。第4期対策のポイントですが、①として、農業や集落を将来にわたって維持するための取り組みへの支援が強化されたところでございます。また、②として、返還免責事由が見直されております。これら変更点については、後のページで説明させていただきます。

次に、4ページ目をご覧ください。交付金をもらうために行わなければいけない活動、について説明いたします。本事業は、活動別に大きく3つに分けられます。①の農業生産活動や多面的機能を増進する活動を行う「基礎活動」、②の体制整備のための前向きな活動を行う「体制整備活動」、3つ目に、5ページ目の基礎活動・体制整備活動を行った上で取り組める「加算活動」がございます。それでは、この3つの活動の中身についてご説明いたします。まず、「基礎活動」ですが、本事業に取り組む全ての集落が、最低限これだけは行わなければならないという必須の活動でございます。四角の中にごございますけれども、一つ目に、「農業生産活動等」で、耕作放棄の発生防止活動、水路・農道の清掃等を行う管理活動を行うもの、二つ目に「多面的機能を増進する活動」で、周辺林地の草刈りや景観作物の作付等を行うものです。基礎活動とは、どの集落も必ず実施していただくもので、最低限5年間、毎年行わなければいけません。基礎活動のみを実施する集落には、交付単価の8割で交付されます。例えば、2ページ目の3の交付単価で田の急傾斜ですと、21,000円の8割で16,800円となります。

次に、もう少しステップアップした活動もできるという集落は、②の体制整備活動を行いまして、農業生産性の向上を目指すA要件、女性・若者とうの参画を得た取組を行うB要件、それから、C要件というこ

とで、集团的かつ持続可能な体制整備がございます。基礎活動と体制整備活動を合わせて実施する集落には、交付単価の10割が支払われます。

そして最後に、更にステップアップが図れるという集落は、加算活動に取り組みます。それが、5ページ目になります。大きく①の「集落連携・機能維持加算」、②の「超急傾斜農地保全管理加算」がございます。まず、①の「集落連携・機能維持加算」の「集落協定の広域化支援」ですが、複数の集落間で広域連携を締結し、地域の中心的な役割を担う人材の確保などの集落間の連携に向けた体制づくりに取り組む事が要件となっております。また、「小規模・高齢化集落支援」は、自力での活動が困難である、小規模・高齢化集落の農用地を協定に取りこむものでございます。

次に、②の超急傾斜加算ですが、こちらは第4期対策から新たに新設されたものでございまして、傾斜要件は、田であれば1/10以上となっておりますが、傾斜条件だけでなく、法面等の保全に加え農産物の販売促進、ブランド化や戦略的販売に向けた取り組みも求められています。

次に、6ページ目でございますが、「超急傾斜農地保全管理加算」については「体制整備活動」に取り組むことが条件となっておりますが、今年度から体制整備活動に取り組まなくても加算金を受け取れるようになりました。

次に、7ページ目をお開きください。交付金の返還についてご説明いたします。交付金を受け取るには、集落で協定を結んで、5年間の協定期間で様々な活動をしていただく訳ですが、5年間の協定期間内に農業生産活動が行われなくなった場合には、原則は認定年度、期の途中で参加した集落については認定された年度に遡って、交付金を全額返還する事となっております。

上段は、全額遡及返還の免責事由にあたる部分で、農業者の死亡、高齢化又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由、とありまして、例えば家族の介護で農業が出来そうにない場合といったことまでお金を返還しろというものではありません。また、その他これらに類する理由として、何かしらの活動ができなくなった場合に、なるべく返還免責が使用できるようになっています。

下段は、全額遡及返還が免除され、該当の農用地分のみの返還で済むものです。例えば、新規就農者や農業後継者の住宅を建てた場合が該当しまして、その場合には該当の農用地分のみ返還していただければいいという形になります。

また、自然災害の場合等とありますが、自分の責任ではない不可効力の部分についても返還の義務の免除が適用されることとなります。

次に、8ページ目をご覧ください。集落戦略の作成についてのご説明ですが、こちらは平成28年度に新設されたもので、10年から15年後の将来を見据えた集落戦略を作成した集落について、交付金返還に係る免責が緩和される保険措置のようなものです。

例えば、下の枠の中ですが、活動期間中に、協定農用地の一部に耕作放棄地を発生させた場合、通常であれば、協定農用地の全てに対して交付した交付金を全額遡及返還となりますが、この集落戦略を

作成した場合は、当該農用地、つまり耕作放棄地を発生させた農用地部分についてのみの遡及返還となります。この集落戦略を作成していただいた場合は適用されますが、逆に言いますと、作成していただかなかった集落については、全部が返還対象になります。なお、この集落戦略の作成については任意となっております。

次に、9ページですが、こちらは集落戦略の記載例となっておりますので、省略させていただきます。10、11 ページにつきましても、説明を割愛させていただきたいと思います。

私の方からは、以上でございます。

○山本会長

ありがとうございました。事務局から説明をしていただきましたが、何かご意見・ご質問等ありましたら、お出しいただければと思います。

事業の概略についての質問はよろしいでしょうか。

○平田委員

ちょっと質問よろしいでしょうか。4 ページ目にあります農業生産活動等を継続するための活動基礎単価とありますが、農業生産活動等と多面的機能を増進する活動の両方をやるということでしょうか。それとも、どちらかをやればよいということでしょうか。

○長崎企画幹

両方をやっていただくことになります。

○山本会長

基礎単価については、いずれもやっていただくということが基本だということになりますね。

○平田委員

あと、同じページの一番下に、活動を継続できる体制を構築とありますが、具体的にはどのようなことが想定されるのでしょうか。

○西山主事

集落内で、どなたかが高齢ですとか事情があつて、耕作を続けられなくなったような場合、他の方がその方の農用地を代わりに、継続して活動をしていくというような取り決めをしているところです。C 要件を選択している集落については、現状の面積が減るという事は無く、一人の方が耕作できなくなった農用地に

ついても、他の方が協力して続けていきたいと思います。

○山本会長

平田委員さん、最初のご質問の件なのですが、ここに具体例として、幾つか例としていくつか書いてありますよね。この例については、全部やらなくてはいけないという事では無くて、農業生産活動等の例は1つ以上、多面的機能を増進する活動も1つ以上やっってくださいよということで、例を全部やらなくてはいけないという事ではないということでご承知いただければと思います。

○平田委員

水路の管理だけでは無くて、例えば林地の管理もやらなくてはいけないという、どれか1つずつは少なくともやらなくてはいけない。

○山本会長

基本的にはそういうことになりますね。他にはよろしいでしょうか。またございましたら、後程お出しいただくという事で、先に進ませていただきます。

(2)平成 28 年度中山間地域農業直接支払事業の実行状況の点検について

○山本会長

それでは、(2)の平成 28 年度中山間地域農業直接支払事業の実行状況の点検について事務局の方から説明をお願いします。

○西山主事

資料2の「平成 28 年度中山間地域農業直接支払事業実行状況」について、ご説明させていただきます。

まず、資料2をご用意ください。これから説明させていただきます内容は、平成 28 年度の交付金の交付状況や、集落の取組状況についての実行状況についてです。

本来であれば、平成 28 年度が終わりましたところで、実行状況を点検していただくところでしたが、今年は中間年評価の年ですので、今回併せて点検していただきたいと思います。

それでは、1ページをお願いいたします。1の、実施市町村数でございますが、全体 77 市町村のうち 7 市町村で実施しております。実施していない市町村は、川上村、軽井沢町、朝日村、小布施町、王滝村、山形村でございます。王滝村につきましては、村の財政的事情等のため、第2期対策からこの事業

を中止しております。朝日村、山形村以外の3市町村につきましては、対象となる農用地がないため、1期対策から実施をしておりません。

それでは、2の協定数をご覧ください。まず(1)でございますが、平成28年度の協定数は、合計1,074協定で平成27年度と比較すると12協定の増加となりました。内訳は、集落協定が1,063、個別協定が11でございます。

個別協定とは、通常の集落協定は、集落内の話し合いに基づき協定を結ぶのですが、認定農業者等が農用地の所有者との間で、個別に利用権設定や農作業の受委託契約を行い、協定を締結したものです。

次に(2)の「協定数の増減の内訳」の図をご覧ください。平成27年度からの継続協定は1,062、廃止が0、そして新規に参入した協定が12ございまして、最終的に1,074協定となっております。

それでは、2ページをお願いいたします。3の協定参加者数ですが、(1)の集落協定参加者数につきましては、平成28年度は、農業者が24,607、法人が1,816、生産組織が640、土地改良区・水利組合が123、非農業者が678、その他89となっております、合計で27,953ということで、平成27年度と比べまして、178の増加となりました。(2)の個別協定の状況につきましては、合計11で、平成27年度と増減はありません。

次に、4の交付金交付面積は、交付金が交付された交付面積でございますが、平成28年度は9,301haで、平成27年度と比較しますと、79haの増加となりました。

なお、協定面積につきましては、県では平成25年度を初年度とし、平成29年度を目標年とした「第2期食と農業農村振興計画」を策定し、1万haの目標を掲げておりますので、市町村と連携し積極的に拡大していきたいと思っております。

次に、交付面積を取組別にみていきますと、基礎活動、体制整備活動、加算活動ともに増加しております。

次に、(2)の加算活動別の交付金交付面積をご覧ください。これは、平成28年度に加算活動に取り組んでいる54協定の活動内訳を示したものです。集落連携機能維持加算のうち、集落協定の広域化支援が1協定、超急傾斜農地保全管理加算が54協定でございます。そのうち、安曇野市の1協定で両方の加算活動に取り組んでいるため、述べ協定数では55、取組実数では54集落でございます。

次に、3ページをお願いいたします。(3)の地目別の交付金交付面積をご覧ください。地目は、本事業の対象となる農地の種別のことで、「田、畑、草地、採草放牧地」がございまして、平成28年度におきましては、前年度と比べ田・畑で増加となっております。全体に占める田の交付面積の割合は、9割以上となっております。草地については、平成27年度から取組が0となっております。

(4)の地目別のカバー率をご覧ください。こちらは、地目別のカバー率の表です。分母であります対象農用地とは、市町村が交付金の対象となる農用地として捉えている面積です。分子の交付金交付面積

が実際に取り組んでいる面積です。全体のカバー率は 80.2%となっております。

続きまして、5の交付金額をご覧ください。平成 28 年度は、集落協定 1,063 協定に対しまして、16 億 1,629 万円、個別協定 11 協定に対しまして、423 万 2 千円が交付されております。合計しますと、1,074 協定に対し、16 億 2,052 万 2 千円が交付されております。平成 27 年度と比較しますと、1,434 万 1 千円の増となっております。

それでは、4ページをお願いいたします。6の(1)の集落協定の概要ですが、こちらは1集落協定当たりの参加者数など、各種平均値を算出したものでございます。平成 28 年度の1協定当たりの平均をみますと、参加者は 26.3 人、交付面積は 8.5ha、交付金額は、152 万円となり、参加者1人当たりの交付金額としては、5万8千円で、概ね平成 27 年度同様となっております。

次に、(2)の面積別集落協定数をご覧ください。こちらは、各集落の協定締結面積を規模別に集計し、まとめたものでございます。これによると、協定規模として一番多いのは、左下の5ha 以上 10ha 未満で 285 協定となっており、全体の26.8%となっております。次に多いのが、右上の1ha 以上2ha 未満で、176 協定、全体の 16.6%です。なお、全体を見ますと、10ha 未満の協定が 829 協定で、全体の8割弱となっており、平成27年度と大きな変化はございませんでした。

次に、5ページをお願いいたします。(3)は、活動別・規模別の集落協定数でございます。特徴として、比較的規模が小さな協定ほど、基礎活動の取組割合が多いという点です。小さな協定は、基礎的な活動に留まり、新たな活動を行う余力が無くなりつつあるのではないかということが、懸念されます。また、基礎活動のみ実施している集落が廃止集落となる傾向があります。

続きまして(4)は、集落協定の活動内容でございます。まず、「ア」の農業生産活動等として取り組むべき事項についてご説明いたします。これは、先程、資料1によりご説明させていただいた、集落が最低限実施しなければいけない取組である基礎活動にあたるもので、全ての協定で実施しております。

その具体的な内容でございますが、基礎活動は、3つの必須活動に取り組む必要がございます。

それでは、まず必須事項のひとつめとして、(ア)の耕作放棄地の防止等の活動についてご説明させていただきます。横棒のグラフをご覧ください。こちらは、縦軸に活動内容、横軸に実際に活動を行った協定数として作成しております。まず縦軸を見ますと、様々な活動がありますが、中でも農地の法面(のりめん)管理が 870 協定で最も取組が多くなっております。そのほか、賃借権の設定・農作業の委託が 445 協定、鳥獣害被害防止対策が 368 協定という状況となっており、取組傾向としては平成 27 年度と変わりありませんでした。

次に、6ページをお願いいたします。次に必須事項の2つめとして、(イ)の水路、農道等の管理活動があり、1,063 協定中、「水路の管理」が 1,037 協定、「農道の管理」が 1,048 協定で実施されております。

次に、必須事項の3つめとして、(ウ)の「多面的機能を増進する活動」をご覧ください。一番多いのは、「周辺林地の下草刈」で 512 協定ございまして、全体の約 50%となっております。続いて多いのが、「景観

作物の作付け」で、507 協定です。この取組傾向についても、平成 27 年度とほぼ同じでございます。

次に、「集落マスタープランにおける目指すべき将来像」についてご覧ください。この「集落マスタープラン」は、集落の目指すべき将来像や、それを実現するための活動方策をまとめたものです。プランは、大きく4つの取組がございまして、グラフの縦軸にその種類を記載しております。内容を見ますと、「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」を選択した集落が最も多く、これは、集落内のメンバーの誰かが農業生産活動を実施できなくなった場合に、集落のその他のメンバーで支えてくといった内容でございます。続いて多いのが、協定の担い手となる新たな人材の育成・確保を目指すといった内容でございます。

次に、7ページをお願いいたします。ウで、前述の基礎活動に加え、集落の営農の継続のための体制の強化を図る取り組みである「体制整備活動」の実施状況です。長野県では、1,063 協定のうち、569 協定で基礎活動にプラスして、これから説明する活動を実施しております。

まず、アの、農用地保全マップの作成・実践をご覧ください。この項目は、体制整備活動を行う集落が、将来にわたって協定農用地の保全を図るため、農地等の補修改良が必要な範囲や耕作放棄地の復旧等に係る範囲等を定めたものです。

それでは、グラフをご覧ください。活動内容として一番多いのは、「農地法面(のりめん)、水路・農道等の補修・改良」で、461 協定となっております。

次に、(イ)の体制整備活動の取組内容をご覧ください。体制整備活動は、前述の農用地保全マップの作成・実践に加えて、A要件、B要件、C要件のうち一つ以上を選択して実施する必要があります。

ここからは、各要件別の取組状況について順を追って説明させていただきます。それでは、まずA要件でございますが、縦軸は、A要件として取り組む項目が示されております。この中から2つ以上の活動を行うことが、達成要件となっております。内容を見ますと、A要件を選択した集落は5協定ございました。

8ページをご覧ください。B要件を選択した集落協定は、7協定でした。B要件は、縦軸の3項目のうち1項目以上を実施することが達成要件とされており、取組状況は、地場産業の加工・販売が3協定、新規就農者の確保、出資消費の呼び込みが共に2協定が取り組んでおります。B要件は、集落協定に新規参加者、女性・若者・NPO法人等を1名以上加えることが前提条件となっております。

続きまして、C要件をご覧ください。C要件は、第3期対策において新設されたもので、対策期間中に農業生産活動等の継続困難な農用地が生じた場合の予防策として、他の参加者や生産組織などがカバーする仕組みを事前に作ることにより、協定農用地の減少を防止する取組です。C要件を選択した集落は 561 と、前年度よりも7増加となっております。協定をカバーする体制の種別としては、縦軸の項目になります。最も多いのが、「集落ぐるみ型」で、約7割を占めています。これは取組が困難となった協定農用地が生じた場合に、同じ集落内の参加者がカバーするというものです。次いで、近隣の集落営農組織や農業生産法人などが引き継ぐ「組織対応型」を位置付けた集落が 116 となっております。

また、同ページの下段の円グラフは、A、B、C要件について、集落の選択状況をまとめたものがございます。

○相澤委員

すいません、ちょっとついていけなくて。こちらの資料(資料2)と、こちらの資料(資料1)は並行で進んでいるはずですよ。

解からなくなったのは、6 ページのイの集落マスタープランにおける目指すべき将来像というのは、こちらの本の資料(資料1)でいくと、どこに対応しているのか。6 ページのイと7 ページのウはどこに対応しているのかということなのですが。

○小林課長

6 ページの集落マスタープランにおける目指すべき将来像と記載されておりますが、これにつきましては、まず集落協定を定めるというのが大前提にありまして、その集落協定の中で位置づけるのが集落マスタープランということです。12 ページの手続きの流れを見ていただきますと、一番初めに①協定の作成というところがあります。ここで集落の皆さんで話し合いをしていただいて、その中で集落として目指すべき方向ってというのがこのマスタープランということになります。それから、私どもの集落では、取組の基礎部分は何と何をやりましょう、体制整備の部分では、A、B、Cのどれを選択してやりましょうということを決めて、それを協定としてまとめていくという具合に理解していただければ良いのではないかと思います。

○相澤委員

順番として、こちらとは繋がっていないという事ですね。

○小林課長

今後、こちらの説明資料と、整合性がとれるように、資料を改正していきたいと思います。

○山本会長

今、西山さんからご説明していただいた、こちらのページの3 ページ以降については、第4期対策で大きなポイントだとか、違うところとかを抜き書きしてここで取り上げていますということなので、本来の流れからしますと、この12 ページに書いてある流れで進めていかなければならないということなので、相澤委員さんからお話しがあった部分については、取り除かれているところもあります。では、引き続きお願いします。

○西山主事

では、9ページからお願いいたします。こちらは、交付金の使途について分析しております。「ア」の表は、集落における交付金の配分割合をまとめたものでございます。1,063 集落に対する交付金額は、16 億 1,629 万円であり、この中で、共同取組活動と個人配分とに割り当てられます。このうち、共同取組活動に充てられた額は、8億 4,139 万3千円で、充当割合は 52.1%で、割合は昨年度より微かに減っております。

「イ」は、共同取組活動への配分割合別に整理したものでございます。交付金のうち 50%以上 60%未満を共同取組活動へ配分した集落が、502 集落で全体の約 47%を占めております。なお、交付金の半分以上を共同取組活動に充てた集落は、63.2%という結果となりました。

「ウ」は、共同取組活動の使途を整理したものでございます。円グラフ右の、「農道・水路管理費」が 33.2%と一番多く、続いて、農作業用機械等を購入するために年度を跨いで積み立てる「積立等」が、全体の 20.2%となっております。

それでは、10 ページ、11 ページをお願いいたします。これは、参考資料として、第1期対策からの実施市町村数や協定数、交付面積、交付金額等を時系列でまとめた表となります。協定数、協定参加者数、交付面積及び交付金額につきましては、それぞれ第1期対策の最終年度である平成 16 年度がピークとなっており、対策期間の切り替え時期は、次期対策期間の活動期間5年間の取組みの見通しが立たずに取組を断念するというようなことがあるため、大きく減少する傾向にあります。

12 ページからは、市町村別データとなっております。

平成 28 年度の実行状況の概要につきましては、以上でございます。

○山本会長

ありがとうございました。それでは、委員の皆さまから何かご質問等がございましたら、お出しいただければと思います。

○相澤(久)委員

朝日村と山形村は、どうして参加されないのですか。

○西山主事

対象農用地はあるんですが、山形村は第 3 期対策までは1協定が取組をされておりましたが、第 4 期対策が始まる時に断念されて、今はゼロとなっております。朝日村も対象農用地はありますが、実際に取り組む集落がございません。

○長崎企画幹

以前は1協定あったのですが、今は希望する集落がないということですね。

○相澤(久)委員

特別な理由があるという訳ではないのですね。皆さんあまり積極的に参加されない。

○小林課長

実際に集落内で話し合いをして、協定を作って活動していきましょうというところまではいっていないというのが現実です。

○相澤(久)委員

そうですね。もう1点、集落戦略ですが、資料のどこかで長野県で何%やっているとか、やっていないとか、載っていましたでしょうか。

○西山主事

平成28年度の資料には、集落戦略のデータは入っておりませんが、中間年評価の中にはあります。

○山本会長

後程説明していただけるということですね。

○西山主事

はい。

○山本会長

それでよろしいですか。

○相澤(久)委員

はい、それで結構です。

○山本会長

それでは、他に何かありますでしょうか。

○平田委員

この制度を見ると、「人・農地プラン」で集落の維持を図っていく。似たような話のような気がするんですけど、「人・農地プラン」が出来ているような集落では、これもほぼ対象になっていると考えてよろしいのでしょうか。兼用できるような内容のような気もするのですが。

○小林課長

中身的には「人・農地プラン」とこちらは、直接は関係しておりません。「人・農地プラン」はどちらかという、農地中間管理機構の担い手への農地の集積・集約化という部分での連動が多くて、「人・農地プラン」自体はそこに住む集落の皆さんで、例えばAさんを担い手にして、5年後には、BさんCさん達は歳をとって活動ができなくなっちゃうけれども、その5年後に、Aさんに農地を託しましょうというように、誰をその地域の担い手として位置付けて、どの農地が、将来どこに行くんだというようなプランを作っているのですが、将来のその集落の農地、人の設計書の様な形になっておりまして、こちらの方と直接リンクはしておりません。

○平田委員

わかりました。

○山本会長

よろしいですか。2ページのところの(1)の交付面積のところの対象農用地の面積のBというところですね、平成27年度から平成28年度にかけて増えたというのは、どういう経過から増えたということなのでしょうか。

○西山主事

こちらの対象農用地面積なのですが、毎年実施状況調査ということで、各市町村から対象農用地ですとか農地別面積とか取組状況とかの基礎資料を報告していただいているのですが、その中で促進計画に位置付けている対象農用地の面積ということで報告いただいている数字がこちらになります。細かな増減についての分析はしていないのですが、公表されている面積になっています。

○山本会長

参画している農用地が増えるというのはわかるんですが、対象農用地が動くというはすごく不思議だなと思ったものですから。分かりました。

○平田委員

今の関連なんですけど、さっき話題に出ていた朝日、山形、王滝ですか、その部分は、この面積には入っていないし、カバー率の計算からも除外されているという事でよろしいでしょうか。

○西山主事

対象農用地のない市町村は入っておりません。山形村と朝日村については、促進計画を策定しておりまして、取組可能な面積ですので対象農用地面積には入っております。

○長崎企画幹

市町村としては取り組む用意はあるのだけれども、協定は結ばれていないところと、全然対象面積がないところがあるのですが、山形村と朝日村については、村として用意はあるけれども協定は結ばれておりません。

○山本会長

知事特認で増えたということでもないですよ。年度の途中とかで。

○西山主事

ないです。

○山本会長

他にはございますでしょうか。すみません、もう1点だけ教えていただきたいのですけれども、8ページの真ん中なのですが、C要件の選択集落協定のところがあるのですけれども、その他に1協定あるんですが何をされているのかわかりますか。

○西山主事

佐久市なんですけど、すみません、確認しておきます。

○山本会長

分かりました。よろしければ、また最後にお伺いさせていただくということで、次に進ませていただくということで。

(3) 中山間地域農業直接支払制度(第4期対策)に係る中間年評価について

○山本会長

それでは、中山間地域農業直接支払制度(第4期対策)に係る中間年評価について、事務局からご説明をお願いします。

○西山主事

私の方から、中山間地域農業直接支払事業中間年評価書案について、ご説明をさせていただきます。

それでは、資料3の中山間地域農業直接支払事業中間年評価書案をご覧ください。まず1ページめくっていただき、目次でございます。評価書のおおまかな流れとしましては、国から示された項目に基づきまして、事業の概要、中間年評価の概要、交付金交付の評価、制度の評価、今後の対応という形でまとめております。

それでは、1ページをお願いします。まず、はじめに1の「事業の目的と内容」でございますが、目的につきましては、既に皆様方、十分ご理解をいただいていると思っておりますが、本事業は、中山間地域における耕作放棄地の発生防止、水源のかんようや洪水防止機能等の多面的な機能の確保を目的としまして、集落の話し合いに基づき5年間以上継続される農業生産活動に対して交付金を交付することで、中山間地域における条件的な不利を補正するものでございます。

また、ここでは、今までの事業経緯につきましても簡単に触れております。本事業は、5年を1対策期間としまして、平成12年度に創設され第1期対策がはじまりました。さらに平成17年度の第2期対策からは、新たに多面的機能の維持・増進を目的としまして、集落営農など、集落の自律に向けた取組を促す仕組みへと改善されました。平成22年度からの第3期対策では、集落の高齢化にも配慮した取組も取り入れ、平成27年度からの第4期対策で、高齢化や人口減少が進行する状況を踏まえ、新たな人材の確保や集落間での連携した体制づくりを促すよう見直されております。本年度で第4期対策の3年目に至っております。事業の概要等については、省略させていただきます。

次に、2ページをお願いします。この中間年評価につきましては、第2期対策から新たに取り入れられ、市町村、県、国の各段階におきまして、集落の取組の進捗状況を点検し、本制度の効果を確認するとともに、協定活動の改善点及び現行制度の課題を明確化し、第4期対策の更なる推進と次期対策に向けた検討に資することを目的とします。要領等の根拠につきましては、枠に囲んだ部分に記載してありますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、3ページ目でございますが、平成29年度につきましては、今後、事業の最終確定を行いますので、いずれも見込み値で記載しております。

まず、(1)の実施市町村数でございますが、71市町村ということで、平成27年度から変更はございませ

ん。未実施市町村が6つございますが、これは、対象農用地がないことや市町村の財政的なことが、理由でございます。

次に(2)の協定数でございますが、1,077協定ということで、平成27年度1,062協定から15協定が増加しております。

また、体制整備単価と基礎単価の区分けでございますが、本事業は、集落の活動レベルに応じて分かれておりまして、一番基礎的な耕作放棄地の発生防止や水路農道等の管理を行う活動に取り組む場合の基礎単価と、プラスで機械・農作業の共同化等の体制整備に向けて取り組む場合の体制整備単価となっております。

次に(3)の交付面積でございますが、第4期対策は、平成27年度の9,222haから、わずかずつですが増えております。

次に、4ページをお願いします。加算単価面積の推移でございますが、集落連携・機能維持加算に取り組んでいるのは、1協定で平成27年度から変更はございません。超急傾斜農地保全管理加算につきましては、平成27年度から始まった制度ですが、平成29年度に要件が緩和されまして、基礎単価に加え、加算の対象活動である農地の保全及び農産物の販売促進を実施することで、加算が受けられるようになりました。そのため、平成27年度に比べ、21協定で115haの増加となりました。

地目別では、田が92.7%を占めており、交付基準別では、急傾斜が全体の86.2%を占めております。

(5)の交付金額でございますが、平成29年度は、16億3千497万円余で、平成27年度から2千878万円の増加となっております。また、集落協定内での配分状況でございますが、交付金の約48%が個人に配分されております。

次に5ページ目をお願いします。(6)の協定の概要の集落協定の概要でございますが、1協定あたりや協定参加者1人あたりの交付金額を算出したものでございます。協定参加者1人当たりの交付金額は、ほとんど変わらず、5万7千円程でございます。

次に、6ページ目をお願いします。中間年評価の概要でございますが、評価の流れとしましては、まず(1)の自己評価は、集落の代表者によって集落が取り組むべき事項ごとに、「◎・○・△・×」で自己評価を行っていただくものでございます。ここでの狙いとしてしましては、集落が、現時点での目標の達成状況を把握し、改善点を見つけ再度の話し合いのきっかけとすることにあります。

それを受けまして、(2)の市町村評価は、取組ごとに「◎・○・△・×」ということで、客観的な評価を実施します。この4区分につきましては、国が示したガイドラインに則し、「◎」は、おおむね目標以上の達成が見込まれるもの、「○」は、目標の達成が見込まれるもの、「△」は、一部取組に遅れが見られるが、市町村の指導助言により目標達成が見込まれるもの、「×」は、取組が実施されておらず、交付停止や返還措置が必要なものという区分けでございます。また、市町村段階では、この数をもとに、「優・良・可・不可」という総合判定を協定ごとに行い、市町村中間年評価書を県へ提出するという流れになっております。

なお、市町村評価の狙いとしましては、市町村が、管内で課題のある集落を把握し、今までの指導方針等を見つめなおすきっかけとすることにあります。

次に、7ページをお願いします。最後に(3)の県の評価でございますが、市町村から報告のありました評価書を踏まえまして、広域的な観点から事業の進捗及び事業の成果と課題を把握します。これらを取りまとめることで、現在お示させていただいております評価書案を作成させていただきました。

次に、8ページからは、具体的に集落が取り組むべき事項ごとの評価結果になります。評価は、集落協定1,066と個別協定11の全1,077協定について行っておりまして、最初に全体の評価となっております。

集落協定の95.2%が「優」または「良」の評価で、取組が着実に実施されており、「可」の協定につきましても、市町村の指導・助言により達成が見込まれております。また、1協定につきましても、達成が困難となり、全額遡及返還となっております。

次に、集落協定に係る評価を記載しております。集落の取り組むべき事項につきましては、表にありますように、集落の10～15年後の将来像を記した「集落マスタープランに定めた取り組むべき事項」、「農業生産活動等として取り組むべき事項」、「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」、「加算措置」に分かれております。

次に、9ページをお願いします。まず(1)の集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況でございますが、市町村の評価結果になります。98.3%の協定集落で目標の達成が見込まれております。また残りの1.7%の協定集落においても市町村からの指導・助言により、目標の達成が見込まれております。その下には、その指導・助言の内容について、載せております。

次に、(2)農業生産活動等として取り組むべき事項についての評価結果でございます。まず、アの「耕作放棄地の防止等の活動」でございますが、10ページに取組項目とその協定数を表にしてございますが、この項目から1つ以上を選択し取り組むこととなっております。協定によっては、積極的に複数項目を選択している場合もあります。結果としましては、98.7%で今後も着実な実施が見込まれており、そのうち131協定集落では、着実な実施で目標以上の達成が見込まれております。なお、1協定集落では、実施が困難となり、交付金の全額遡及返還となりました。指導・助言の内訳は、表のとおりとなっております。

イは、「水路・農道等の管理活動」の実施状況でございます。これは、水路の清掃、草刈、農道の簡易補修等の取組を行うことが定められており、県内では2,117の取組が行われております。

次に、11ページをご覧ください。市町村の評価としましては、こちらの取組もほぼすべての集落において着実な実施が見込まれております。

次に、ウとして「多面的機能を増進する活動」の実施状況でございます。こちらも表に記載の取組を最低1項目以上行うことが定められております。県内では、1,294の取組が行われております。市町村の評価ですが、こちらもほぼすべての集落において着実な実施が見込まれるとの評価結果となっております。

以上が基礎活動である「農業生産活動等として取り組むべき事項」の評価結果でございます。

(3)からは、加算活動である「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」の進捗状況についてご説明させていただきます。

それでは、12ページをご覧ください。まず、「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」ですが、こちらは、大きく分けると2つやるべきことがございます。1つ目は、「農用地等保全体制整備」でございまして、これは、上段の表に記載した取組を行う農地等の範囲や面積等示した図面を作成し、活動を実践することが、必須要件となります。2つ目は、「A～C要件」でございまして、こちらは、集落の実情に応じ、下段の表に記したA～C要件のうち1つを選択し平成31年度までに目標をクリアする必要がございます。また積極的に複数の要件を選択している集落については、最低1つの要件をクリアすればよいこととなっております。

次に、13ページをお願いします。こちらは、県内で農業生産活動等の体制整備として取り組む集落の内訳でございまして、現在581の集落で取組が行われております。まず、アの「農用地等保全体制整備」についてですが、県内では、581の協定で取り組まれており、ほぼ全ての集落において目標達成が見込まれております。また、目標達成が困難な集落もございませんでした。続いて、イの「地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動」ですが、A要件、B要件、C要件があり、1つ以上を選択することになっております。A要件に取り組む11協定のうち、約9割の集落において目標達成が見込まれております。B要件は、県内9協定で実施しており、全ての集落で目標達成が見込まれる結果となっております。最後に、県内571協定で行われておりますC要件の実施状況でございまして、こちらでも約9割の協定において今後も着実な実施が見込まれております。

それでは、15ページをお願いします。(4)としまして、加算措置の進捗状況でございまして、本県では、集落連携・機能維持加算が1集落、超急傾斜農地保全管理加算が71集落で実施をしております。評価結果としましては、集落連携・機能維持加算は着実な実施が見込まれ、超急傾斜農地保全管理加算についても、94.4%が着実な実施が見込まれております。

次に、16ページをお願いします。(5)の集落協定内での話し合いの状況ですが、9割以上の集落で、本制度に必要な話し合いがされており、そのうち106の集落では、前対策から比べて、話し合いの回数が増加しております。(6)の集落戦略への取組状況ですが、集落戦略は、平成28年度から始まった制度で、地域の10～15年後を見据えた戦略であり、作成した場合は交付金返還が一部緩和されます。全ての集落協定で、取組の必要性は認識していますが、実施中または実施を検討しているのは28集落で、5割以上の568集落では作成は困難としています。

次に、17ページをお願いします。(7)の総合評価でございまして、こちらは、今までご説明させていただきました取り組むべき事項の市町村の評価結果をまとめ、表にしたものでございまして、「◎」と「○」の目標達成が見込める取組が、90.7%を占めております。「△」の一部活動に遅れが見られるものの市町村の指導助言により目標達成が見込めるものは、9.3%でございました。なお、1集落は「×」となっております、全

額遡及返還となりました。

それでは、18ページをお願いします。ここからは、個別協定の評価結果でございます。長野県では、11の個別協定がございます。取組内容につきましては、上段の表のとおりでございます。利用権の設定又は農作業の受委託が必須要件になっております。さらに、選択要件として、耕作放棄の防止等の活動、水路・農道等の管理活動、それから多面的機能を増進する活動、利用権の設定等として取り組むべき事項になります。本県では、個別協定で加算措置を選択している協定はございません。個別協定についても各取組について評価をしております。全ての協定で、着実な実施が見込まれるという状況でございます。

続きまして、19ページをお願いします。ここからは、制度の評価でございます。制度の評価は、協定集落、市町村からいただきました中間年評価の結果を踏まえまして、「農業生産体制」、「所得形成」、「集落維持」、「行政取組等評価」及び「制度全体の総合的評価」の観点から、この制度の成果と課題を検証するものでございます。

まず、1の農業生産体制でございますが、耕作放棄地の発生防止に対する農業者の意識の向上、住民相互の連携が図られ、各協定集落において農業生産活動、水路・農道の維持管理や鳥獣害対策などの多様な共同取組活動が継続的に行われていることから、耕作放棄地の発生防止に一定の効果をあげているものと考えられます。また、農業生産活動や景観作物の作付け、周辺林地の管理などの取組が着実に実施されていることを踏まえると、協定集落の有する多面的機能の維持に一定の効果をあげているものと考えられます。各協定共通の課題としては、高齢化等による後継者不足が顕著であるため、新規就農者や非農家等の多様な人材の参画など新たな担い手の発掘を検討する必要があるということです。

次に、2の取得形成ですが、所得形成については、付加価値を付けるため減農薬米栽培への取組と米の生産コスト削減の取組を行っている集落やトウモロコシのブランド化により農業意識が高まり、少しでも収益のあがる農作物の栽培に積極的に取り組むようになった集落があり、一定の効果を上げているものと考えられます。また、棚田等を活用したオーナー制の農業体験などの取組が見られ、都市農村交流等の取組も見られます。しかし、集落組織の大半は農用地の維持管理が主で、協定者の高齢化もあることから、所得増を目指した取組についての動きは鈍く、所得形成の意識醸成は十分とは言えません。今後の課題として、手間がかからず、所得向上が望める作物の栽培等を検討していく必要があります。

次に、20ページでございます。3の集落維持です。アンケート調査の結果ですが、集落協定で80.4%、市町村で94.4%が、本制度に取り組むことにより「協働意識」が取り組む前に比べて一定程度高まったという回答があります。基礎的な集落コミュニティを支えていくためには、担い手となる地域人材の確保が必要不可欠で、地域内の人材育成や掘り起しを進めるなど、外部人材を活用するなど、地域人材の確保を図る必要がある。地域人材の育成には、地域づくり人材の育成のための研修、塾等の開催や若者向けの人材育成プログラム等の機会を提供し、これまで地域活動の中心を担ってきた人材に代わる若い

人材の育成を進めていくことが考えられます。

一方、ほとんどの組織で、多面的機能の維持取組は積極的に行われており、農用地を含めた施設等の維持は保持されています。また、共同活動により一定の集落コミュニティの活性化は図られています。しかしながら、今後は組織の高齢化が進み、更なる共同取組活動が求められることから、各集落が受託組織の基盤を固めていけるよう制度を更新していくことが望ましいと考えられます。

次に、4の行政取組等の評価ですが、行政の取組等については、協定参加者の高齢化に伴い、各種事務支援等が必要不可欠となった協定が増え、市町村担当者の事務負担が増加傾向にあります。市町村が行った支援としては、協定書や交付事務の書類の作成支援が多く、それにより協定役員の負担軽減が図られ、取組意欲向上に繋がっています。

一方、市町村が主体となり、事業の推進や執行及び実施状況の確認等が適切に行われており、耕作放棄地の発生防止や農村環境の保全に寄与している。また、事務支援や活動への指導・助言を行うことで協定の維持が図られており、今後も必要と考えられる。

次に、21ページになりますが、県としては、市町村等と連携し、協定農用地面積の拡大支援や交付金の早期交付及び事務支援を実施しており、積極的な共同取組活動に繋がっていると考えられます。また、超急傾斜農地保全管理加算については、平成29年度に制度の要件緩和等があり、平成28年度から17集落、90haの増加に繋がっている。集落戦略の作成が31年度まで延長される予定のため、引き続き制度の周知や取組の推進を積極的に働きかけていきます。

5の制度全体の総合的評価としましては、この中山間地域農業直接支払事業は、荒廃しつつある集落の農地を維持するにあたって、非常に貴重な財源であるため、今後も継続されることが望まれます。しかしながら、期を追うごとに、体制整備や集落戦略の作成など、高齢化した集落においては厳しい条件が多くなっているため、条件が緩和されない限り取り組みが困難になることが予想されます。

また、本事業は遊休農地の発生抑制に一定程度の効果が認められるが、これのみで直ちに担い手不足を解消できるものではありません。本制度により優良農地を極力保全し、後継者の確保を地道に行っていく必要があります。今回のアンケートでも、99.0%の協定集落、全ての市町村から本事業の継続要望が寄せられており、今後も中山間地域の活性化や多面的機能の維持を図っていく上で、本事業の継続は必要不可欠と考えます。

次に、22ページですが、V今後の対応としまして、1の本事業の継続要望ですが、先程の制度全体の総合的評価にもありましたが、今後も中山間地域の活性化や多面的機能の維持を図っていく上で、本事業の継続は必要不可欠と考えます。こうしたことから、本県としても、第3期長野県食と農業農村振興計画において平成30年度より展開する施策に本事業を位置付けたところであり、今後も引き続き国に対し事業継続要望を行っていきます。2の課題への対応ということで、(1)高齢化への対応ですが、協定集落の高齢化への対応は、喫緊の課題です。このことは、今回の中間年評価において多くの協定集落、市町

村から指摘があったところです。

アの事業の周知及び取組への誘導ですが、今回の中間年評価では、農業生産活動等の継続が困難なケースが発生した場合の体制構築を要件とするC要件について、集落の高齢化を見据えた事前予防策として積極的に有効活用されることが望ましいと言えます。また、平成28年度から、合計15ha以上の集落協定、又は、集落連携・機能維持加算に取り組む集落協定が集落戦略を作成した場合、当該農地のみの交付金の遡及返還となるため、制度について幅広く周知を行い、集落戦略作成を働きかけて協定集落の維持・体制強化を促進していきます。

イの関係機関・施策の連携による担い手の確保としまして、協定参加者の高齢化や役員の高齢化に伴う担い手確保の必要性については、多くの声が寄せられたところです。こうしたことから、今後も引き続き若い世代の確保や集落営農組織の育成などについて、集落、農業団体、行政が連携しながら取り組んでいくとともに、担い手の育成・確保を目的とした関係施策も含め、集落における取り組みを総合的に支援していきます。

ウの事業の改善要望としまして、本事業の複雑な事務手続きや事業内容の簡素化等については、多くの声が寄せられたことから、高齢化を踏まえたより取り組みやすい事業となるよう国へ要望していきます。

(2)の取組活動の活性化ですが、今回の中間年評価では、本事業をきっかけとし、協定集落内の将来に向けた話し合いを持つことで、集落活動への住民意識の高まりや農作業の共同化、都市農村交流へ取り組むなどの独自のステップアップを図っている協定集落が見られました。また、一部の協定集落においては、現在都市農村交流に取り組んではいないが、今後取組予定、又は取り組みたいとの新たな芽も生まれつつあります。こうしたことから、上記のような主体性を持った協定集落で、地域の牽引役としてモデル的な事例となりうる取り組みについて、今後、県としても必要な支援を行ってきます。

また、このような事例を他の地域に周知して、多様な取組につなげていくことで、本県における元気な農業・農村づくりを推進していきます。

以上のように、中間年評価案をとりまとめております。

また、資料編として、資料3-2については、市町村ごとの評価の一覧ですとか、市町村による制度の評価(成果と課題)、アンケート調査のアンケート結果を載せておりますので、ご覧ください。

以上で説明を終わります。

○山本会長

はい、ありがとうございました。では、皆様の方から何かご意見ご質問等があればお出しいただきたいのですが。

○相澤(久)委員

評価の方法なんですが、まず初めに、各集落が自己評価されたのですね。それから各市町村がご覧になって。

○西山主事

集落協定の自己評価に対して、市町村がそれぞれを評価します。

○相澤(久)委員

集落が良いと言っても市町村がそうでもないというような場合は、最終的には県はどのような評価をしたのですか。経過の流れを教えてください。

○西山主事

集落の自己判断で、○と言うような評価がありましても、市町村の方で△と言う評価をした場合に指導助言を行うことになっています。

○長崎企画幹

基本的に市町村の判断に従うようになっています。

○相澤(久)委員

市町村の方は目線が違うと思うのですが。例えば、どっかの市とどっかの町では。そういうところの調整とかは、基本的に県ではどういう風になさっているんでしょうか。

○長崎企画幹

市町村の判断に従っています。

○相澤(久)委員

例えば、全員で無くても、ある程度大きな市町村に対しては、そういう指導とかはなさっているのですか。

○長崎企画幹

毎年市町村では現地確認を行っており、市町村は実情を把握しているはずだと認識しております。

○相澤(久)委員

個別に市町村の定性的な文章がありますが、市町村の方がお書きになったのですか。

○長崎企画幹

そうです。

○山本会長

膨大な資料なので大変だと思いますが、国に提出されるにあたって、この部分はこうした方がいいと言うような意見やご提言がありましたら、この制度も有効になっていくのではないのでしょうか。

○相澤(啓)委員

今の報告の中で、体制整備のA・B・Cの要件で、本当はA・B要件が望ましいのだけれども、現状、C要件でなんとか維持していくのが現状という報告をうけているのですが、実情としては人がいなくなっている、村も崩壊してきているというのがありますから、そういう実情から言ったらC要件になるのが当然と言えば当然なのだから、そこをマイナス評価にするのではなくて、集落維持をする中で、C要件の中でも、他のリーダーを生み出してきているものも評価してもいいのかなという感じがします。それと、A・B要件は数が少ないのですが、数少ないから市町村なり現地なり県の方でも把握できると思うんですけど、なぜその集落がAB要件に取り組んでいけるのかということも、もう少し評価点に付け加えていくということも、現状を知っていく上でも大事ななという気がします。

第4期をあと2年、3年活動して、第5期目に入った時に、本当に活動できる人・担い手はいるのかっていう状況は確実に見えてきている。ただ、それでも、長野県の販売農家件数は北海道を抜いて全国1位。

○山本会長

相澤(啓)委員さんからお出しいただいた内容ですが、特に16ページの集落戦略のところ△が非常に多い。これでいくと、たぶん前途が暗いのではないかと思うんですね。特にこの集落戦略というのは、おっしゃられたとおり、これからの展望で重要なところだと思うので、県の方としては数字をまとめるだけではなくその資料をきちっとしていただくことを希望します。併せて、こういう事業が国の方で、法制化されるときに全ての党の皆さん方が、もろ手を挙げて賛成して下さったとお聞きしている訳ですので、そういう評価をされているのだとすると、この事業が、農村自体を尻つぼみにするようなことをさせないようにしましょうねという事業だと思うんですね。そういう点では、ここで最後に23ページの事業の改善要望としては、もうちょっと具体的に長野県としてはこういう風にして欲しいよと言うところを出していただ

ければありがたいと言う風に、私はこういう立場からして思います。

とても確かにそうだということは分かるのですが、じゃあ具体的に現地からどういうことが出ているのかってところがここには出ていないので、例えば、事務が煩雑だからもうちょっと簡素化してくれっていうのは分かりますが、市町村が事務を請け負っているようなことを書いてある。これはあまり好ましい事ではないと思います。

自分たちでやっていかなければならないって内容で、ここの部分が難しいから皆さんたち困っているんだよっていうのを具体的に出していくことが必要になってくるんじゃないかなと。

特に高齢化してくると大変だよって言うなら、ここはもうちょっとこういう風にしたらいいぞとか、あるいはもうちょっと取り組みやすいようにしていくためにはどういう風な内容に改良していったらいいのか。遡及返還のところに出てきたんですけれども、農地を返還したらみんな遡及しろと言われたら、それじゃあ新しい人達が入ってこないよ。特認事項にさせていただいたっていう事例もあるので、そういう具体的なものが。それぞれの皆さんからも出てきていると思うので、それをちょっと付け加えていただければありがたい。

○小林課長

そうですね。今のところは非常に重要な部分だと私どもも思っておりまして、16 ページの集落戦略のところ、ご指摘のとおり、53.3%が策定していませんという状況になっている訳で、これを作成することによって、先程のお話しにもありましたけれども、一人の方が抜けて駄目になっちゃった場合、何もしていなければその分だけでは無く、地区全体に遡ってお金を返さなければいけない。それが、これを作成していることによって、その人の分だけで収まるということになる訳で、まさにそれは、地元にとっては重要になってくると思うので、私どももこの取組を勧めるということを明確に位置付けて記載をさせていただきつつ、それぞれの市町村の取組の中から具体的な改善例をピックアップさせていただいて、国にあげるということなので、例えば集落戦略の様式の変更とかを踏まえて、修正させていただきたいなと思います。

もう1つ、先程の相澤委員の話にありました A・B・C の加算の部分のところ、14 ページの方にもそれぞれ載ってますけども、確かに C が増えるのもこういう状況ですので、やむを得ない状況であります。C の中でも◎(二重丸)をつけているのが 16 件あるということで、2.8%ほどありますので、ここの取組をもう少し調べてみまして、こう言ったことが良いと言うようなことも書き加えて対応したいと考えております。

○山本会長

よろしく申し上げます。

○相澤(啓)委員

例えば、やるやらないではないのですが、集落・水田が荒廃地になってしまうのは、1つには、水路、

小堰(こせぎ)が傷んでくると、それを、ほとんどの家で修理しなくなってきている。草刈りだけはやってあっても、それを田んぼにできない。結局、水が漏れちゃって水管理が出来ないということで、そんなに手間がかかるのならやめちゃおうって農家の息子さん達は思っていて、荒廃地になってくる。土地改良区でも本堰はきちんと修理している。農地水環境対策事業で、今回の小堰のところは、A 要件、B 要件とやっているようなところは、きちんとやっている集落が多いのかなと思っています。そういう目線から見ると、先程山本委員さんからもありました、集落協定維持加算をするような集落毎の連携をしているところもあるのかなと。まさに、小堰で繋がっているんですね、集落の中では。後は、集落を超えてやっていくかと。長野県は販売農家数全国1位というのは、それだけ数が多いという事ですから、利点であり、トップランナーだと思います。

○小林課長

併せて確認させていただきます。

○山本会長

是非、ご検討いただきたいと思います。

○相澤(久)委員

私が見せていただく限りは、東御市とか富士見町はかなり金額が大きい。面積が大きいんですけども。こういうところは、かなりそういう風に色々体制が整備されている可能性があるんで、そういうところに聞いて、どういう風にやっているのかとか具体的に聞いていただければいつも思っております。

あと、確認だけ。設置要綱で、審議事項のAとIは最初の時にやったということで、今回はウの実行状況の点検。Iの対象農用地の指定の評価っていうイメージがわからないのでちょっと教えていただきたいのですが。

○西山主事

市町村ごとに促進計画を策定しています。日本型直接支払の多面的機能、中山間、環境の取り組みとその検討結果のことかなと。今回の検討委員会で検討いただくものではありません。

○山本会長

私たちが委員になって、特認基準については検討した。

○平田委員

集落戦略の作成の割合ですが、先程も申し上げた「人・農地プラン」ですが、「人・農地プラン」があれば、集落戦略のベースがあるのではないかと。

○小林課長

市町村によって状況は異なります。県内に、「人・農地プラン」は 296 策定されています。「人・農地プラン」があるところでは、集落内での話が進んでいると考えられます。

○平田委員

推進する体制としては、基本的には市町村の同じ部署ですか。

○小林課長

基本的には同じ。小さい町村であれば担当者まで同じ。国の推進費について実情を申し上げますと、推進としての費用を措置するというようなことも書いてあるが、十分であるとは言えない。

○相澤(久)委員

要望ですが、以前の検討委員会では、1週間位前に資料を事前に送付していただいております。途までのものでも結構ですので、事前に資料の送付をお願いしたい。

○小林課長

次回からは、事前にお送りします。申し訳ございません。

○山本会長

次回の開催はいつ頃ですか。

○長崎企画幹

6月までに開かせていただきたい。

○山本会長

以前もそうだったが、現場を見せていただきたい。上手くいっているところと、上手くいっていないところもを見せていただきたい。

○長崎企画幹

1日がかりになってしまかも知れませんが、そうしたいと思います。

○山本会長

時間になりましたので、これで議事を終了します。ご協力ありがとうございました。

○長崎企画幹

山本会長ありがとうございました。今回の検討委員会の検討結果を踏まえ、修正等したものを皆様にお送りさせていただき、国に提出したいと考えております。

これで検討委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。